

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）9条において準用する5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、更新の日付を令和3年2月24日として行った愛の手帳の交付（更新）決定処分のうち、都要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定2度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、同1度への変更を求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

請求人は、更新前、IQは25程度で2度の判定を受けている。今般は19以下と計測され有意に低下している。

請求人の異常な興奮を回避するため、請求人父母が同伴して心理

士、医師の検査を受検したが、請求人は、検査項目のいずれにも応えることはなく、特に心理士の差し出した判定具を拒絶して投げ返す等日常的に発生している行動障害の片りんも見られた。

しかしながら、判定では、IQの明確な低さを認めながら、特に具体的な理由が示されず、「総合的に判断」したとして2度にとどめおかれている。

また、請求人父との聴取内容の一部と「面談後の帰宅時」に発せられた「さよなら」の一言、請求人が書類や手帳を奪う所作を見せたため、心理判定担当者が「ママに渡して」と促したところ、それをガードした上、しばらくして「ここに置いて」と発した一語を根拠に判定がなされたこともうかがえる。

こうした請求人の偶発的に発した「たった2つの発語」が過大評価され、また、請求人父から聴取し内容の極一部を切り取って判断の根拠とされたことは遺憾であり、改めて1度への等級変更を求めるものである。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年10月28日	諮問
令和3年12月20日	審議（第62回第1部会）
令和4年 1月12日	処分庁へ調査照会
令和4年 1月12日	請求人へ調査照会
令和4年 1月19日	請求人から回答を収受

令和4年 1月28日	処分庁から回答を収受
令和4年 1月31日	審議（第63回第1部会）
令和4年 2月28日	審議（第64回第1部会）
令和4年 3月15日	審議（第65回第1部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 要綱等の定め

(1) 都要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した東京都心身障害者福祉センター（以下「心障センター」という。）において、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。

(2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書（以下「申請書」という。）に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳以上の場合にあつては、心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

同条4項及び4条は、上記申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙1）及び当該知的障害者が18歳以上である場合は都要綱別表第4「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18歳以上 成人）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）

に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

- (3) 都要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条2項は、上記により障害の度数1度から4度までに該当すると認めるときは、心障センター所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「最重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「1」程度のものに該当するもの」が1度（最重度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「2」程度のものに該当するもの」が2度（重度）とされている。

- (4) 都要綱7条は、手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、18歳に達した時、又はこの間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により処分庁に更新の申請をしなければならないとし、また、都要綱9条は、7条の規定による手帳の更新については、3条、5条及び6条の規定を準用するとしている。

- (5) 都要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「実施細目」という。）の4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、実施細目の4・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

## 2 請求人の知的障害に係る総合判定についての検討

次に、心障センター所長が作成した本件判定書等の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

### (1) 個別判定基準表によるプロフィール

#### ア 「知能測定値」について

鈴木ビネー改訂版知能検査による知能指数は、「IQ 19 以下（推定）」であり、これは個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 19 以下」に相当する「1 度」と記載されている。

#### イ 「知的能力」について

請求人に係る知能検査結果は、上述アのとおり推定値であり、文字の数の理解がどの程度あるのか正確な把握は困難であるが、日常生活では、音の出るモノを使って遊ぶことを聴取しており、教養・娯楽物の利用も、ごく単純な玩具、モノを使用する遊びも可能と判断された。さらに、心理判定場面では、書類や手帳を請求人が取ろうとしたため、心理判定担当者が「ママに渡して」と言って手帳を渡すと、取られないようにガードしたが、しばらくすると「ここ置いといて」と言って母に手帳を手渡す場面も観察された。また、終了は理解している様子で、心理判定担当者の声かけに「さようなら」と言って応じるなど分かりやすい状況での理解、発語もみられた。

以上のことから、個別判定基準表における「文字や数の理解がわずかに可能」に相当する「2 度」と記載されている。

#### ウ 「職業能力」について

特別支援学校卒業後の進路は未定であるが、生活介護事業所で紙ちぎりやハンコ押しなど行う予定である旨、聴取している。手厚い個別的支援が可能な環境であれば、紙ちぎり等の単純作

業が可能であると判断された。

以上のことから、個別判定基準表における「簡単な手伝い程度は可能。また、保護的環境であれば単純作業が可能」に相当する「2度」と記載されている。

#### エ 「社会性」について

心理判定及び医学的判定場面では、請求人父母について、請求人は理解し甘えていることが観察された。また、学校では担任のことも分かっている旨、聴取している。養育者など身近な人と他人との区別はついており、「対人関係の理解が不可能」である「1度」よりも高いが、心理判定場面では、ウロウロしてなかなか着席せず、座ったあとも頻回に立ち上がることが観察された。卒業後の進路も手厚い個別的支援がある生活介護事業所である旨、聴取しており、「対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能」である「3度」にまでは至っておらず、集団的行動はほとんどできず、個別的援助を要するレベルと判断された。

以上のことから、個別判定基準表における「集団的行動がほとんど不可能。ただし、個別的な援助があれば限られた範囲での社会生活が可能」に相当する「2度」と記載されている。

#### オ 「意思疎通」について

「了解」については、「おいで」「ちょうだい」等簡単な指示理解が可能であることを聴取しており、「伝達」については、単語から二語文があることを聴取している。さらに、実際の行動観察でも心理判定においては、「ここ置いといて」と言って母に手帳を渡すことも観察された。判定終了後「おしまい」と言うと、コートを取りに行き着用しようとする行動もみられ、ニコニコしながら「さようなら！」と言いつつ退室することも観察

された。

以上のことから、個別判定基準表における「言語による意思疎通がやや可能」に相当する「2度」と記載されている。

カ 「身体的健康」について

現在、〇〇病院に通院し抗精神病薬が処方されている以外は、身体疾患も特段ないとされた。

以上のことから、個別判定基準表における「健康であり、特に注意を必要としない」に相当する「4度」と記載されている。

キ 「日常行動」について

「興奮」「他害」「自傷」「食事の問題」「睡眠の問題」「多動」「拒絶」「性器いじり」及び「こだわり」などの行動上の障害があり、単独での外出も困難で車道に飛び出る可能性もあり、外出時には手をつないでいる。心理判定場面でも、ウロウロしてなかなか座らず、いったん座っても頻回に立ち上がることが観察された。

以上のことから、「日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要」に相当する「2度」と記載されている。

ク 「基本的生活」について

食事については、スプーンを使用することはできるが、排泄は常時オムツを使用し、予告もなく、時間誘導を要する。着脱衣については、協力動作もなく嫌がる。入浴については全介助である。歯磨きも全介助であり、買物も困難で自販機の利用もできない。危険物の認知も困難であり、単独外出もできない。車道への飛び出しの可能性もあり、戸外の危険理解もないとされている。

以上のことから、個別判定基準表における「身辺生活の処理がほとんど不可能」に相当する「1度」と記載されている。

ケ 小括

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、8項目のうち2項目が1度（最重度）と判定されてはいるものの、他の6項目中5項目が2度（重度）、1項目が4度（軽度）相当と判定されていることが認められる。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、請求人及び請求人父母に対する面接等により得られた専門的な所見に基づくものであり、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らし、心障センターにおける専門的見地からの判断として合理性を有すると認められるものである。

そうすると、本件判定書に記載されたプロフィールによる判定は、全体として2度程度と判断するのが相当である。

## (2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「重度知的障害」と、心理学的所見欄には「CA18 IQ19以下（推定）」、「知能測定値は1度域であるが、意思疎通等より総合的に2度と判断。」と、社会診断所見欄には「個別的・長期的支援を要する。」とそれぞれ記載されている。

## (3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「2」程度のものに該当するもの」として、障害の度数は総合判定2度（重度）であると判定するのが相当である。

したがって、本件申請書及び本件判定書等に基づいて、処分庁が行ったこれと同旨の本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

## 3 請求人の主張についての検討

### (1) 請求人の当初の主張

請求人は、上記第3のとおり主張し、本件審査請求書に〇〇病



院小児科の〇〇医師による令和3年3月22日付けの診断書（以下「診断書」という。）を添えて、愛の手帳の障害度数を1度に変更することを求めている。

(2) 請求人の主張と処分庁の反論

当審査会は、行政不服審査法74条に基づき、令和3年9月3日付反論書（以下「反論書」という。）について、処分庁に対し、請求人の主張に対する再弁明を、また、請求人に対し、客観的な証拠の提出を求めたところ、以下の回答を得た。

ア 「知的能力」について

まず、「知的能力」（上記2・(1)・イ）について、請求人は、「代理人は、『音が出るものは好きだ』と伝えたが、『音の出るモノを使って遊ぶ』とは言っておらず、そうした玩具を与えても、すぐに飽きてしまい、手慰みする程度である。また、『ここに置いて』と言って母に手帳を手渡す場面について、実際は、手帳をいたずらされると困るので、母親が取り上げてカバンにしまったのが事実である。心理判定者の声かけに『さよなら』と言ったのはオウム返ししていたに過ぎない。」と主張している。

これに対し処分庁は、「心理判定担当者が請求人、代理人及び母と面接し、日常生活状況等の聴き取りを行った際、請求人の好きなこととして、音が出るモノを使って遊ぶ（音が出るモノを好む、球状のものを転がす）ことを実際に聴取している。このことから、教養、娯楽物等の利用能力については、一定以上の能力を有し、1度（最重度）レベルと判断することはできない。また、上記面接中、心理判定担当者が手帳を渡すと、しばらくして「ここに置いて」と請求人が発言し、母に手渡す場面や医学的判定終了後、心理判定担当者が「おしまい」と言うと、ニコニコして「さようなら！」と応じて退室する場面も

観察された。このことから、請求人は、終了は理解しており、分かりやすい状況でのパターンの発語はありと判断した。また、1度（最重度）に該当する目安として、18歳以上の場合は発達年齢が概ね1歳未満であり、有意語（意味のあることば）が出ておらず、発声や動作による意思表示が困難であること、言語や動作、状況による指示理解も困難であること、身近な人とそうでない人との区別もはっきりしないこと、集団行動が困難であること及び日常生活に全面的な介助が必要であるなどの特徴を有することとされている。請求人は、脳性麻痺、運動機能障害のために、日常生活動作（ADL）はほぼ全介助となっているが、上述したように意味のあることばを有し、状況による指示理解もあり、後述するように身近な人とそうでない人との区別も可能と判断され、知的能力が1度（最重度）とはいえない。」としている。

#### イ 「職業能力」について

次に、「職業能力」（上記2・(1)・ウ）について、請求人は、「生活介護事業所の体験（受験）を受け、2か所から拒絶されたことや、見境なく重要書類を破ってしまうエピソードを紹介しており、生活介護事業所での紙ちぎり作業が職業などと呼べる代物ではない。」と主張しているため、生活介護事業所から拒絶されたことに係る客観的な証拠の提出を求めた。請求人からは、拒絶された作業所については、〇〇、〇〇及び〇〇実習所（いずれも生活介護事業所）である旨、及びいずれも口頭による「不可」結果通知であり、「手に負えない」という理由によるものである旨の回答を得た。

一方、処分庁は、「この項目における職業能力とは、いわゆる障害者雇用における職業（企業就労）のみではなく、生活介護事業所での作業における作業能力も含めて評価する。2度（重

度) レベルの場合、生活介護事業所等手厚い個別的支援が可能な環境であれば、障害程度により具体的な内容は異なるものの、単純作業が可能な状態像である。具体的な行動例としては、牛乳パックの紙ちぎり、缶つぶし、ビーズ通しなどがあげられ、請求人は、そのレベルの行動は可能と判断した。なお、1度(最重度) レベルの場合、新聞を持ってくる、食器を台所に運ぶなどの、いま、この場における簡単な手伝いも全く不可能である状態像である。請求人は、実際の行動観察でも、状況による指示理解がある程度可能であったことから、いま、この場における簡単な手伝いも全く不可能であるとは判断できず、1度(最重度) レベルの状態像とはいえないと判断した。」としている。

#### ウ 「社会性」について

また、「社会性」(上記2・(1)・エ)について、請求人は、「『学校でも担任を判別しているのではなく、送迎バスから降りて、手を引いてくれる人であれば誰でもよい』『区別なく人に抱きつく』旨伝えており、『請求人は身近な人と他人を理解しているわけではない』」と主張している。また、上記「職業能力」に係る請求人の主張のとおり、生活介護事業所は2か所に断られており、実際に通うことができるのか否かについては、不確定だと思われることから、処分庁に対して説明を求めた。

これに対して処分庁は、「心理判定担当者との面接においては、好きな学校の教師も存在し、親及び担任教師と他者との区別がついており、関心を引きたがることを聴取している。さらに、医学的判定においても、父母のことは理解し甘えており、対人意識はあり他者との区別も可能であると判断された。なお、判定時には、進路は未定であり、生活介護事業所への通所を希望しているものの、実際に通所できるかは、確実とはいえないことは認めるが、社会性としては2度(重度) レベルと判断で

きる。この項目における 1 度（最重度）レベルとは自分と他者との区別、養育者など身近な人と他人との区別がついているか判断できない状態をいい、請求人は、このレベルには該当しないと判断された。」としている。

エ 「意思疎通」について

そして、「意思疎通」（上記 2・(1)・オ）について、請求人は、「『おいで』と言われても、反対側にある道路に向かって飛び出すという行為は、『理解』していない証左である。介護施設や学校における自他を害する、他者を妨害すると言った審査請求人の行為は、すべて我意の発言であり『言語による疎通』があるわけではない。」と主張している。

これに対して処分庁は、「この項目における 1 度（最重度）レベルは、『こっちだよ』『ちょうだい』などの声かけへ多少反応するが、理解は全くない、意味のない発声はあるが、意図的使用はみられない、有意語（意味のあることば）は未獲得である状態像である。請求人は、『おいで』『ちょうだい』等簡単な指示理解は可能である旨、面接において聴取したことや実際の行動観察から、このレベルには該当しないと判断された。なお、請求人が提出した診断書においても、「ウ 日常生活状況（イ）全般的状況」に「単語により簡単な意思表示は可。」との記載があり、第三者の医師も簡単な意思疎通が可能であることを認めている。介護施設や学校における自他を害する、他者を妨害する行為については、意思疎通とは別の次元の行動であり、プロフィールのうち日常行動（行動上の障害）において評価されるものである。」としている。

オ 「身体的健康」について

さらに、「身体的健康」（上記 2・(1)・カ）について、請求人は、「『身体的疾患も特段ない』とするが、身体障害者手帳にお

いて、『両手指機能の著しい障害』『両足関節機能の著しい障害』と明記されている。請求人は手を使うことにはかなりの困難があり、コップ等で水を飲む際、震えてこぼすことや、食事中スプーンできちんとすくえないため逐一介助する必要があることを聴取されているとし、日常行動に影響を及ぼす。」と主張している。

これに対して処分庁は、「この項目は、身体の発達状態や健康状態、病気になったときや合併症についての通院、服薬、処置などに着目し判定するものである。1度（最重度）の場合は、健康状態について常時複雑な配慮を要する状態像をいい、典型的にはいわゆる「寝たきり」の状態像である。具体例としては、人工呼吸器の使用、痰の吸引除去を要する、食事の経口摂取困難、寝返りができないため、体位交換を要するなどが挙げられる。請求人は、確かに身体障害（脳性麻痺）を有しているが、現在は抗精神病薬等が処方されている以外は、特別の治療、看護が必要なレベルの健康上の配慮は要せず、身体的な疾患は特になく、1度（最重度）とは判断できない。」としている。

#### カ 「日常行動」について

最後に、「日常行動」（上記2・(1)・キ）について、請求人は、「これらの所作は、1度の前提である『特別な傾向』を否定する理由がない。」と主張している。

これに対して処分庁は、「この項目は、行動上の障害に着目し、日常生活にどのような支障が生じ、どの程度の特別の援助を要するかを判定するものである。1度（最重度）の状態像としては、失明、頭部が変形する程叩く、爪を剥ぐ等の強度の自傷、相手が怪我をする程度、蹴る、叩く等の強度の他害、自他ともに危険を及ぼす程度、ガラスを割る、家具を壊す等の物損、水中毒となるほどの多飲、生肉や便、身体に危険を及ぼすモノ

を食べる等の多飲、異食が挙げられる。確かに請求人には、「興奮」（感情コントロールが不安定でテンションがあがる）、「他害」（他人を押す、手ではらう）、「自傷」（頭を打ちつける）、「食事の問題」（消しゴム、レゴを口に入れる）、「睡眠の問題」（入眠困難で夜間ハイテンションになる、中途覚醒があり、朝方眠くなる）、「こだわり」（座席の位置にこだわりあり）などの行動上の障害がある。しかし、上述した1度（最重度）レベルほどではなく、日常生活における行動上の障害が認められ、異常の有無について特別に注意して観察し、異常が起きた際にはすぐに対応できる状態にしておく必要があり、行動障害が著しく、単独での外出は全く困難であり、特別支援学校等への通所も必ず付き添いが必要である状態像であり、2度（重度）レベルと判断された。なお、請求人が提出した診断書においても、「ウ 日常生活状況（イ）全般的状況」において、「攻撃的ではないが、しばしば興奮しやすい」「⑩現症時の日常生活活動能力及び労働能力」には「新しい環境への適応には困難が強い。見通しが立てやすい状況では適応は可能だが、常時指示する等の配慮が必要である」との記載があり、2度（重度）レベルと考えられる。」としている。

#### キ 請求人提出の書面について

また、請求人に対して、反論の根拠となる具体的な医学的判断資料及び反論書の主張を裏付ける客観的な証拠の提出を求めたところ、請求人は、〇〇病院小児科の〇〇医師作成の令和2年4月22日付診療情報提供書及び〇〇福祉会作成の令和4年1月14日付「サービス利用時の問題事案」と題する書面を提出した。上記診療情報提供書には、「傷病名：脳性麻痺、知的障害、多動性障害」「内容：重度の知的障害を認め、言語表出や指示理解に困難を認めている。…また、上記の状況は今後も

継続すると推察される。」という記載があった。また、上記「サービス利用時の問題事案」には、「A事業所：昼食前頃から高揚し始め、他者が昼食を摂っている間、周囲を走り回ったり、大声を出す事が多い。ドアや壁を両手で叩くことが頻回、声かけでもとまらない。」「B事業所：車中での座席の強い希望。テンションが高まってしまった場合、他者に手が出たりすることがある。」等の記載があった。

以上述べてきた請求人の主張並びに処分庁の説明及び請求人提出の書面を踏まえるならば、総合判定2度と認定した処分庁の判断に不合理な点はなく、請求人提出の書面を勘案しても、処分庁の上記判断は左右されない。

#### 4 審査会の職権による調査

また、当審査会が審議を行う中で疑義が生じた点について、行政不服審査法74条に基づき、処分庁及び請求人に対する調査を行ったところ、以下の回答を得た。

まず、「知能測定値」(上記2・(1)・ア)について、「数問実施した検討課題から知能指数自体は19以下であると推定したものであるとされているが、本件のように、予定されている検討課題の全てに解答を得られない場合に推定値として知能指数を測定することは、通例の方法又は許容されている方法なのか。また、こうした測定方法をとった場合、本件とは異なり、1度(最重度)と測定されないこともあるのか。」と説明を求めたところ、処分庁は、「予定されている検査課題の全てに回答を得られない場合は、その理由、意味づけについて検討する。検査拒否のために回答を得られない場合、知的レベルが非常に重度であり、意思疎通が全く困難である場合など、様々な事例がある。本事例のように検査拒否のために予定されている検査課題の全てに回答を得られない場合(ただし、最も難易度の低い1問目から連続してできない場合)、本人状況をよく

知る父母等保護者から日常生活状況を聴取し、さらに実際の行動観察で得られた情報も考慮し、知能指数を推定している。従って、本件のように1度（最重度）と推定される場合もあれば、推定されない場合もある。」としている。

次に、「社会性」（上記2・(1)・エ）について、「令和3年8月3日付弁明書（以下「弁明書」という。）において、「学校では担任のことも分かっている旨、聴取している。」との記載がある。一方、反論書においては、「学校でも担任を判別しているのではなく、送迎バスから降りて、（強制的に）手を引いてくれる人であれば誰でもよい」旨聴取を受けた」との記載がある。この点について、両記載に矛盾が生じていることから、面接時の経緯等について、請求人及び処分庁に説明を求めたところ、以下の回答を得た。まず、請求人は、「担任が通園バスから降車した請求人の引き渡しを受け、手をとって教室に連れていく旨回答したに過ぎない。『分かっている』云々の聴取はない。」としている。一方、処分庁は、「心理判定担当者との面接において、基本的な生活、意思疎通、社会性などの各項目を聴取する過程で、陳述者から、親、担任は分かっている旨を聴取した。さらに、好きな学校教師がいることも聴取しており、当該教師とそれ以外の教師の区別もついていると判断できる。なお、分かっているとは、親、担任と他者の区別がついているという意味である。」という回答であった。

最後に、弁明書等の記載にある「心理判定担当者の声かけにはちらっと見るのみである点や全体として言語理解の曖昧さが看取されている点を確認できるが、「意思疎通」（上記2・(1)・オ）を1度（言語による意思疎通がほとんど不可能）ではなく、2度（言語による意思疎通がやや可能）」と判定した積極的な理由について説明を求めたところ、「意思疎通における1度（最重度）とは、意味のない発声はあるが、意図的使用はみられない、有意語（意味のあ



ることば)は未獲得である、『こっちだよ』『ちょうだい』などの声かけへ多少反応するが、理解は全くないレベルである。本事例の場合、有意語(二語文)もあり、場面に即した発話もあったため、理解が全くないレベルとは判断できなかった。知的障害者の判定において、有意語の有無は重要な判断材料である。一般的に有意語を有さず「ウー」等の発声のみ言える場合は1度(最重度)レベル、単語レベルの発話がある場合(例「ごはん」「学校」)、二語文レベルの発話がある場合(例「ごはん食べる」「学校いく」)は2度(重度)レベル、助詞をほぼ正しく使用し、言いたいことを文章で表現できる場合は3度(中度)レベル、日常会話程度の内容の理解は問題がないが、複雑なことの理解には困難が伴う場合は、4度(軽度)レベルと判断される。」という回答であった。

処分庁は、上記回答によって疑義を明らかにしており、その説明は合理的である。

よって、これら請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものとすることはできない。

#### 5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1及び別紙2(略)